金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社Jリスクマネージメント
■取組方針掲載ページのURL:	https://www.j-risk.jp/customer/
■取組状況掲載ページのURL:	https://www.j-risk.jp/customer/

原則		実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6	
原 則	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。 金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	取組方針. 1 お客さまの最善の利益の追求と、企 業文化としての定着 〈取組項目〉 (1)、(2)	取組状況. 1 お客さまの最善の利益の追求と、企 業文化としての定着 (1)、(2)、(3)-①
2	(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	取組方針. 1 お客さまの最善の利益の追求と、企 業文化としての定着 〈取組項目〉 (1)、(2)	取組状況. 1 お客さまの最善の利益の追求と、企 業文化としての定着 (1)、(2)、(3)-②
			実施	取組方針. 2 <u>利益相反の適切な管理</u> <取組項目> (1)、(2)	取組状況. 2 <u>利益相反の適切な管理</u> (1)、(2)
原 則 3	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性 を判断するに当たって、例えば、以 下の事情が取引又は業務に及ぼす 影響についても考慮すべきである。 ・販売会社が、金融のの顧該商品当 製料等の支 払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商 場合・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商 販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業 運用部門が取引関係等を有す る企業を選ぶ場合	実施	取組方針. 2 <u>利益相反の適切な管理</u> <取組項目> (1)、(2)	取組状況. 2 <u>利益相反の適切な管理</u> (1)、(2)
原 則 4		、顧客が負担する手数料その 対料等がどのようなサービスの 顧客が理解できるよう情報提	実施	取組方針、3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (2)	取組状況.3 <u>お客さまの真の意向を踏まえた商品</u> 提案・販売 (2)、(4)
		の非対称性があることを踏ま 頁のほか、金融商品・サービス 情報を顧客が理解できるよう	実施	取組方針、3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)	取組状況.3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 (1)、(4)
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧商品・サービスの基本的な力して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な力、、損失その他のリスク、、引条件・顧商品の組成に抵力を、を発力を引動であるとして想定する。最高・サービスに対して販売・推奨定理由に動産に対して販売・推奨定理は、配本をに対して販売・推奨定理は、配本をに対して販売・推奨定理は、配本をに対して、ののとなるとは、であるとは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	実施	取組方針. 3 <u>お客さまの真の意向を踏まえた商品</u> 提 <u>案・販売</u> 〈取組項目〉 (1)	取組状況. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 (1)
原 則 5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注 2)~(注 5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	て複数の金融商品・サービスのパッ	非該当 こちらについては、当社は代理店として複数の金融商品・サービスのパッケージ販売・推奨等は実施していないため、非該当としております。
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や 金融知識を考慮の上、明確、平易で あって、誤解を招くことのない誠実な 内容の情報提供を行うべきである。	実施	取組方針. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)	取組状況. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 (1)

	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・ 推奨等を行う金融商品・サービスの りやすく行うべきである。単純でリカ の低い商品の販売・推奨ときる。 場合には簡潔な行の高いは、 高には簡潔な情報高いは、 高には簡潔な行り場合には、 一方、複雑又はリスクの 長・推奨等を行う場合には、 一方、複雑又はリスクのには、 一方、複雑又はリスクとの 一方、複雑又はリスクとの 一方、複雑又はリスクとの 一方、複雑又はリスクとの 一方、複雑又はリスクとの 一方、複雑又はリスクとの 一方、複雑又はリスクと 一次で 一方、複雑又はリスクと 一次で 一方、複雑又はリスクと 一次で 一方、複雑又はリスクと 一次で 一方、複雑又は 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で の内容 といい つい、 はい に に に に に に に に に に に に に に に に に に	実施	取組方針. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)	取組状況. 3 <u>お客さまの真の意向を踏まえた商品</u> 提案・販売 (1)
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を 提供する際には、情報を重要性に応 じて区別し、より重要な情報について は特に強調するなどして顧客の注意 を促すべきである。	実施	取組方針. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)	取組状況. 3 <u>お客さまの真の意向を踏まえた商品</u> 提案・販売 (1)
	【顧客にふさわしいサービスの 金融事業者は、顧客の資産料 引目的・ニーズを把握し、当該 サービスの組成、販売・推奨等	大況、取引経験、知識及び取 を顧客にふさわしい金融商品・	実施	取組方針、3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)、(2)、(3)	取組状況. 3 <u>お客さまの真の意向を踏まえた商品</u> <u>提案・販売</u> (1)、(2)、(3)、(4)
	(注1)	金融事業者は、金融の場合である。・東京をである。・順宮の電気をである。・順宮の高いでは、またといるでは、またといるでは、また、大きである。では、自然のでは、また、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、自然のでは、大きでは、大きないでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな		坦安. 昕丰	取組状況. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 (3)
原				非該当	非該当
(注2)		金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推 奨等する場合には、当該パッケージ 全体が当該顧客にふさわしいかにつ いて留意すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として複数の金融商品・サービスのパッケージ販売・推奨等は実施していないため、非該当としております。	こちらについては、当社は代理店として複数の金融商品・サービスのパッ
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	こちらについては、当社は代理店として金融商品の組成は実施していない	非該当 こちらについては、当社は代理店とし て金融商品の組成は実施していない ため、非該当としております。
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	取組方針. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)、(2)	取組状況. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 (1)、(2)
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	取組方針. 3 お客さまの真の意向を踏まえた商品 提案・販売 〈取組項目〉 (1)、(2)	取組状況. 3 <u>お客さまの真の意向を踏まえた商品</u> <u>提案・販売</u> (1)、(2)
会 履 る 化	【従業員に対する適切な動機金融事業者は、顧客の最善の顧客の公正な取扱い、利益相るように設計された報酬・業績他の適切な動機づけの枠組を整備すべきである。)利益を追求するための行動、 日反の適切な管理等を促進す 「評価体系、従業員研修その	実施	取組方針、4 人材育成と、方針の浸透に向けた取 組体制 〈取組項目〉 (1)、(2)、(3)	取組状況: 4 人材育成と、方針の浸透に向けた取 組体制 (1)、(2)、(3)、(5)
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証する	実施	人材育成と、方針の浸透に向けた取	取組状況. 4 人材育成と、方針の浸透に向けた取 組体制 (4)
		ための体制を整備すべきである。			

【照会先】	
部署	企画管理部 五十里 芳富
連絡先	東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル2階 03-5577-6623 ikari-yoshitomi@j-risk.jp